太陽光発電設備の設置を完了または、売電を開始された法人・個人の方にお送りしています。

太陽光発電の設備について

1. 申告対象となる太陽光発電設備

11	· 6· 0 八岁儿元电欧洲	
設置者	10kW以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人(住宅用)	申告対象	申告対象外
個人(事業用)	申告対象	
法人	中口刈家	

[※]売電目的の太陽光発電設備を減価償却する際に用いる耐用年数は17年です。

2. 再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備)に係る課税標準の特例について

再生可能エネルギー発電設備について、固定資産税における課税標準の特例が適用されます。

(税制改正により取得時期や特例率など変更される場合があります。)

該当となる資産がある場合には、「種類別明細書(増加資産・全資産用)の摘要欄に特例と記載するとともに、確認できる書類を添付してください。

対象設備	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて設置した太陽光発電設備 (固定価格買取制度の認定を受けたものを除く)	
取得期間	平成30年4月1日から令和4年3月31日	
特例期間	該当設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減します。	
特例割合	1,000KW未満2/3 1,000KW以上3/4	
必要書類	一般社団法人環境共創イニシアチブが発行する『再生可能エネルギー事業者支援 事業補助金交付決定通知』の写し	

※上記の取得期間以外の物については、税務課固定資産税係までご連絡ください。